

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1号 遠軽町一般会計継続費について
- 日程第 5 報告第 2号 平成28年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 3号 平成28年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 同意第 1号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 1号 表彰について
- 日程第10 議案第 2号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第11 議案第 3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第12 議案第 4号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第13 議案第 5号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 6号 遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 7号 平成28年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第16 議案第 8号 平成28年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第17 議案第 9号 平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第10号 平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第11号 平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 認定第 1号 平成28年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 2号 平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 3号 平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 4号 平成28年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 5号 平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 6号 平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳

出決算認定について

- 日程第 26 認定第 7号 平成28年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 27 認定第 8号 平成28年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 28 一般質問
- 日程第 29 認定第 1号 平成28年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 30 認定第 2号 平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
(付託案件) 定について
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 31 認定第 3号 平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(付託案件) 認定について
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 32 認定第 4号 平成28年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
(付託案件) ついて
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 33 認定第 5号 平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決
(付託案件) 算認定について
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 34 認定第 6号 平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳
(付託案件) 出決算認定について
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 35 認定第 7号 平成28年度遠軽町水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 36 認定第 8号 平成28年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 37 意見案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書
- 日程第 38 意見案第2号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
- 日程第 39 常任委員会所管事務調査報告書
- 日程第 40 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

平成 2 9 年 第 6 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 9 年 9 月 8 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 遠軽町一般会計継続費について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 平成 2 8 年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 平成 2 8 年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 7 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 | 同意第 1 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 号 | 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 号 | 北海道市町村総合事務組合理約の変更について |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 号 | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 号 | 遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 号 | 平成 2 8 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 1 6 | 議案第 8 号 | 平成 2 8 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 1 7 | 議案第 9 号 | 平成 2 9 年度遠軽町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 0 号 | 平成 2 9 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 1 号 | 平成 2 9 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 0 | 認定第 1 号 | 平成 2 8 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 1 | 認定第 2 号 | 平成 2 8 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 |

《平成 2 9 年 9 月 8 日》

定について

- 日程第 2 2 認定第 3 号 平成 2 8 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 2 3 認定第 4 号 平成 2 8 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第 2 4 認定第 5 号 平成 2 8 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第 2 5 認定第 6 号 平成 2 8 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 7 号 平成 2 8 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 8 号 平成 2 8 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について

◎出席議員（15名）

議 長	1 8 番	前 田 篤 秀 君	1 7 番	杉 本 信 一 君
	1 番	今 村 則 康 君	2 番	岩 上 孝 義 君
	3 番	佐 藤 昇 君	4 番	稲 場 仁 子 君
	5 番	奥 田 稔 君	7 番	黒 坂 貴 行 君
	9 番	岩 澤 武 征 君	1 0 番	阿 部 君 枝 君
	1 2 番	松 田 良 一 君	1 3 番	竹 中 裕 志 君
	1 4 番	秋 元 直 樹 君	1 5 番	高 橋 義 詔 君
	1 6 番	一 宮 龍 彦 君		

◎欠席議員（1名）

1 1 番 山 谷 敬 二 君

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 委 員 会 長	新 山 史 賢 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農 業 委 員 会 長	新 国 純 一 君

◎説明員

総 務 部 長	加 藤 俊 之 君	民 生 部 長	舟 木 淳 次 君
経 済 部 長	澤 口 浩 幸 君	経 済 部 技 監	内 野 清 一 君
地域拠点施設準備室長	斉 藤 隆 雄 君	総 務 課 長	鈴 木 浩 君
情報管財課長	古 賀 伸 次 君	企 画 課 長	佐 藤 祐 治 君

《平成 2 9 年 9 月 8 日》

財 政 課 長	大 堀 聡 君	ジオパーク推進課長	鴻 上 栄 治 君
危機対策室参事	山 地 茂 樹 君	地域拠点施設準備室参事	今 井 昌 幸 君
保健福祉課長	平 間 敏 春 君	住民生活課長	小野寺 正 彦 君
税 務 課 長	会 津 靖 朗 君	子育て支援課長	小 谷 英 充 君
農政林務課長	広 瀬 淳 次 君	商工観光課長	菊 地 隆 君
建 設 課 長	金 沢 一 彦 君	水 道 課 長	落 合 一 実 君
生田原総合支所長	門 脇 和 仁 君	丸瀬布総合支所長	只 野 博 之 君
白滝総合支所長	村 上 裕 和 君	会 計 管 理 者	荒 井 正 教 君
丸瀬布総合支所産業課長	伊 藤 雅 彦 君	白滝総合支所産業課長	加 藤 雅 史 君
教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	小野寺 健 君
総 務 課 長	大 貫 雅 英 君	社会教育課長	堀 嶋 英 俊 君
図 書 館 長	中 島 伸 司 君	監査委員事務局長	伯 谷 和 昭 君
選挙管理委員会事務局長	伯 谷 和 昭 君	農業委員会事務局長	河 本 伸 二 君

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君	事 務 局 主 幹	渡 邊 亮 司 君
事 務 局 係 長	小 玉 美 紀 子 君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成29年第6回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、14人であります。なお、山谷議員より欠席の届け出があります。また、杉本議員より遅れる旨の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成29年度分例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第28までとなっております。

また、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、佐藤議員、高橋議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義昭君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成29年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、9月5日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日より9月14日までの7日間と決定いたしました。

なお、9月9日及び10日は休日のため、9月12日及び13日は決算審査のため、休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月12日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月14日までの7日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの7日間と決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成29年第6回遠軽町議会（定例会）の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

初めに、平成29年第5回遠軽町議会（臨時会）以降における行政について、御報告いたします。

まず、協定の締結についてであります。7月31日に町内の8郵便局と「地域における協力に関する協定」を締結いたしました。

今後、郵便局の職員が、町内における業務の際、高齢者等の異変や道路の異常、不法投棄などを発見したときは、町に連絡することについて協力を確認したところであります。

次に、JR問題についてであります。8月21日に遠軽商工会議所との共催で、「鉄路維持に関する講演会」を開催し、講師の北海道大学の石井特任教授からは、石北本線の存続に向けた提言をいただいたところであります。

また、29日には、北見市でオホーツク圏活性化期成会及び上川地方総合開発期成会による第2回目の石北本線合同会議が開催されました。

会議では、鉄道ネットワークワーキングチームフォローアップ会議の座長を務めます北海道大学の岸准教授から、地域における公共交通のあり方の検討について助言をいただいたほか、北海道の山谷副知事からは、JRとの協議に向けて北海道としても、しっかりと

《平成29年9月8日》

サポートしていきたいとの発言があるなど、出席者との意見交換や今後の方向性について確認されたところであります。

次に、北海道合併市町連携会議についてであります。8月3日に伊達市で総会が開催され、地方交付税の算定状況について北海道から説明を受けたほか、各市町の合併特例債の発行見込み等について確認をするとともに、発行期限の再延長に向けて取り組んでいくことが確認されました。

次に、観光についてであります。町内の各地域では、「まるせつぷ観光まつり」、「アンジくんのふるさとまつり」、「コスモス開花宣言花火大会」などのイベントが開催され、各イベントとも工夫を凝らしたプログラムなどで賑わっておりました。

特に、昨年の相次ぐ台風の影響による大雨で、甚大な被害を受けた森林公園いこいの森で開催されました「まるせつぷ観光まつり」は、キャンプサイトの縮小や遊具が利用できない中での開催となり、入込客数は昨年度と比較して大幅な減少となりましたが、来場した家族連れなどには、各種イベントや花火大会など、短い夏のひとときを楽しんでいただいたと同時に、多くの皆様からは、全面復旧に向けて励ましのお言葉をいただいたところでもあります。

主催していただきました各実行委員会をはじめ、御協力をいただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、要望関係についてであります。7月27日に遠軽北見道路整備促進期成会において遠軽北見道路の整備促進について、28日には、オホーツク圏活性化期成会において管内の懸案事項について、また、8月24日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会において自衛隊体制強化及び地域コミュニティーとの連携について、それぞれ関係省庁及び国会議員に対し、要望を行ってまいりました。

次に、スポーツ合宿誘致についてであります。今年も横浜隼人高校硬式野球部や拓殖大学ラグビー部などが合宿を行い、8月末までの合宿数は、8競技44団体で1,175人となりました。

合宿による宿泊人数は、延べ5,000人を超えており、地域の活性化はもとより、地域経済への波及効果も大きく、また、スポーツの普及や技術の向上につながったと考えております。

今後も、合宿団体との交流を通して、スポーツの普及や子どもたちのスポーツ力向上など、地域の活性化に向けて合宿誘致に取り組んでまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号遠軽町一般会計継続費については、遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

報告第2号平成28年度遠軽町健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づき、監査委員の意見

を付けて議会に報告するものです。

報告第3号平成28年度遠軽町資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づき、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の梅原み子氏が平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員の候補者として、矢木修氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

同意第1号農業委員会委員の任命については、遠軽町農業委員会委員が平成29年10月8日をもって任期満了となりますので、委員18人を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について及び議案第4号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、各組合を組織する一部事務組合の名称変更に伴い、規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第5号遠軽町営住宅管理条例の一部改正については、公営住宅法等の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第7号平成28年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第8号平成28年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第9号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、（仮称）えんがる町民センター外構工事等実施設計業務委託料及び同センター地中熱熱応答試験業務委託料、有料老人ホーム建設事業補助金、上武利地区給水施設の整備に係る地下水源開発調査業務委託料及び水質管理機器設置工事、林地台帳地番図データ作成業務委託料、スキー場人工降雪機送水ポンプ改修工事等の経費を計上したところとす。

議案第10号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、介護給付費負担金等の確定に伴う返還金を計上したところとす。

議案第11号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）については、白滝地

域の水道施設整備に向けた白滝浄水場建設実施設計業務委託及び水道事業変更認可申請業務委託の経費を計上したところです。

認定第1号から認定第8号までについては、平成28年度遠軽町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定、並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号遠軽町一般会計継続費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 報告第1号遠軽町一般会計継続費について説明いたします。

遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町一般会計継続費精算報告書について、説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、（仮称）遠軽豊里IC道の駅・周辺施設基本設計業務委託につきましては、平成27年度及び平成28年度の2か年間で事業を実施したもので、全体計画842万4,000円に対し、実績同額となったものです。

（仮称）遠軽豊里IC道の駅開発行為設計業務委託につきましては、平成27年度及び平成28年度の2か年で事業を実施したもので、全体計画1,490万4,000円に対し、実績同額となったものです。

8款土木費2項道路橋りょう費、向遠軽開拓道路道路改良工事につきましては、平成27年度及び平成28年度の2か年で事業を実施したもので、全体計画4,302万4000円に対し、実績4,302万3,960円となったものです。

ふくろ団地公営住宅建設工事につきましては、平成27年度及び平成28年度の2か年で事業を実施したもので、全体計画5億7,888万1,000円に対し、実績5億7,888万円となったものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

《平成29年9月8日》

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号遠軽町一般会計継続費についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号平成28年度遠軽町健全化判断比率について、日程第6 報告第3号平成28年度遠軽町資金不足比率について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 報告第2号平成28年度遠軽町健全化判断比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度遠軽町健全化判断比率を報告するものです。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で構成されるものです。

実質赤字比率につきましては、遠軽町におきましては、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

実質公債費比率につきましては、町の全ての会計及び一部事務組合が負担する公債費の大きさを示す指標で、平成28年度においては9.4%となったものです。

将来負担比率につきましては、町の全ての会計、一部事務組合及び第三セクターが翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、平成28年度においては9.6%となったものです。

各比率におきましては、それぞれ基準を超えていないことから、財政状況は健全と判断されるものです。

なお、赤番10として、監査委員の健全化判断比率審査意見書を付けておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号平成28年度遠軽町資金不足比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度遠軽町資金不足比率を報告するものです。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標で、各会計において資金不足は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

なお、赤番10及び12として、監査委員の資金不足比率審査意見書を付けております

《平成29年9月8日》

ので、御参照をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました報告2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、報告第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の質疑を終わります。

以上で、報告第2号平成28年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号の質疑を終わります。

以上で、報告第3号平成28年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

◎日程第7 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、梅原るみ子氏が、平成29年9月30日をもって任期満了となるため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝197番地3。

氏名、矢木修氏。

生年月日、昭和29年1月28日であります。

矢木修氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第8 同意第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 同意第1号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号農業委員会委員の任命について御説明いたします。

遠軽町農業委員会委員が、平成29年10月8日をもって任期満了となるため、別紙の方を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

住所、氏名、生年月日の順で読み上げます。

遠軽町岩見通南3丁目1番地28、小野人司氏、昭和19年3月28日。

遠軽町瀬戸瀬西町123番地5、大河原正一氏、昭和39年7月21日。

遠軽町千代田453番地1、岡田一司氏、昭和29年1月9日。

遠軽町社名淵37番地2、石丸博雄氏、昭和33年4月6日。

遠軽町向遠軽358番地、菅井誠氏、昭和29年5月12日。

遠軽町向遠軽363番地、菅井美德氏、昭和48年12月20日。

遠軽町清川356番地3、笹原仁氏、昭和46年1月27日。

遠軽町清川402番地2、石山幸一氏、昭和28年12月23日。

遠軽町豊里114番地、鈴木和弘氏、昭和45年3月3日。

遠軽町若咲内131番地、林秀和氏、昭和46年6月23日。

遠軽町生田原278番地54、中村肇氏、昭和22年11月28日。

遠軽町生田原豊原187番地6、新国純一氏、昭和33年12月18日。

遠軽町生田原清里952番地、梶田政實氏、昭和33年5月22日。

遠軽町生田原八重154番地4、西原弘子氏、昭和33年6月10日。

遠軽町丸瀬布天神町6番地3、須藤智弘氏、昭和40年7月28日。

遠軽町丸瀬布上武利206番地4、上野邦彦氏、昭和52年10月1日。

遠軽町旧白滝421番地2、原田喜一郎氏、昭和27年3月24日。

《平成29年9月8日》

遠軽町東白滝246番地、早川剛司氏、昭和45年1月29日。

以上、18名の方は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に係る事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方でありますので、農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、18名の方の略歴につきましては、次のページ以降の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第1号イに該当いたします自治功労でありまして、12年以上、遠軽町議会議員の職にあります遠軽町大通南2丁目4番地11、一宮龍彦様、遠軽町西町1丁目6番地19、岩澤武征様、遠軽町白滝889番地1、奥田稔様、遠軽町岩見通南2丁目1番地14、黒坂貴行様であります。

2といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第1号オに該当いたします自治功労でありまして、12年以上、遠軽町農業委員会委員の職にあります遠軽町生田原豊原187番地6、新国純一様、遠軽町生田原八重154番地4、西原弘子様であります。

3といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、青少年スポーツ振興資金といたしまして、50万円の寄附をいただきました遠軽町西町2丁目8番地5、佐藤智子様であります。

《平成29年9月8日》

4といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当いたします消防功労でありまして、20年以上、遠軽町消防団員として勤続されました遠軽町1条通南2丁目1番地15、野崎克江様、遠軽町生田原682番地11、本田典子様、遠軽町2条通北2丁目2番地17、松原義幸様、遠軽町丸瀬布水谷町68番地40、能正直樹様、遠軽町生田原安国372番地2、細矢孝次様、遠軽町生田原安国242番地34、金子堅二様、遠軽町2条通南1丁目2番地13、阿部和夫様、遠軽町西町3丁目2番地203、斎藤昌司様、遠軽町白滝976番地1、佐藤しのぶ様、遠軽町1条通南2丁目4番地11、吉村和子様であります。

以上、17件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2から日程第12 議案第4号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第11 議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程第12 議案第4号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、以上3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明いたします。

西胆振消防組合及び江差町ほか2町学校給食組合の名称変更に伴いまして、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表で御説明いたしますので、次のペー

ジをお開き願います。

別表の（２）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項において、「江差町ほか２町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、また、胆振管内の項におきまして、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第２号の説明を終わります。

続きまして、議案第３号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、御説明いたします。

西胆振消防組合及び江差町ほか２町学校給食組合の名称変更に伴いまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更することについて協議したいので、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表第１において、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めまして、「江差町ほか２町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改めるものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第３号の説明を終わります。

続きまして、議案第４号北海道市町村総合事務組合格約の変更について御説明いたします。

西胆振消防組合及び江差町ほか２町学校給食組合の名称変更に伴い、北海道市町村総合事務組合格約を変更することについて協議したいので、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表第１、檜山振興局の項におきまして、「江差町ほか２町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、胆振総合振興局の項におきまして、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるものであります。

別表第２、１から７の項におきまして、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、９の項におきまして、「江差町ほか２町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給

食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は各案件ごとに行います。

これより、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第2号北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第5号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 議案第5号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、公営住宅法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。

第15条第3項の次に、第4項「法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。」を加えるものです。

次に、第16条第2項中、「第8条」を「第7条」に改めるものです。

次に、第32条第2項の次に、第3項「法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第15条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第15条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。」を加え、第32条「第3項」を同条「第4項」に改め、同項中第1項の次に「及び前項」を加えるものです。

次に、第34条第1項中及びの次に「第4項並びに」を、第32条第1項の次に「及び第3項」を加えるものです。

次のページ、第37条第1項中、第15条第1項の次に「若しくは第4項」を、第32条第1項の次に「若しくは第3項」を加え、第32条第3項を「第32条第4項」に改めるものです。

次に、第40条中、第15条第1項の次に「若しくは第4項」を、第32条第1項の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改めるものです。

《平成29年9月8日》

次に、第41条中、第15条第1項の次に「若しくは第4項」を、第32条第1項の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改めるものです。

次に、第54条第1項中、第15条第1項の次に「若しくは第4項」を加え、「第32条第2項」を「第32条第1項若しくは第3項」に、「第33条第1項」を「第34条第1項」に改めるものです。

次のページ、第55条中、第15条第1項の次に「若しくは第4項」を、第32条第1項の次に「若しくは第3項」を加え、「第32条第3項」を「第32条第4項」に改めるものです。

次に、第60条中、「第37条中」を「第37条第1項中」に改め、第15条第1項の次に「若しくは第4項」を、第32条第1項の次に「若しくは第3項」を加えるものです。

次に、第66条中、「第8条中」を「第8条第1項中」に、「第37条中」を「第37条第1項中」に改め、第15条第1項の次に「若しくは第4項」を、第32条第1項の次に「若しくは第3項」を、第35条の次に「の規定によるあっせん等」を加えるものです。

以上で、参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第6号遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 議案第6号遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について御説明いたしま

す。

本条例の一部改正につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

次のページ、別紙の遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、さらにおめぐりいただきまして、参考資料の新旧対照表にて御説明申し上げます。

題名中、「企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化」に改める。

第1条中、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第7条第1項」を「第6条」に、「集積区域（以下「同意集積区域」）」を「促進区域（以下「同意促進区域」）」に、「第5条第2項第6号」を「第17条」に、「指定集積業種（以下「指定集積業種」という。）に属する事業」を「承認地域経済牽引事業」に、「特定事業用施設」を「承認地域経済牽引事業用施設」に改めるものです。

続きまして、第2条中、「第5条第5項」を「第4条第6項」に、「第15条第2項」を「第14条第2項」に、「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に、「企業立地」を「地域経済牽引事業」に、「特定事業用施設」を「承認地域経済牽引事業用施設」に、「同意集積区域」を「同意促進区域」に改める。「（指定集積業種であつて、規則で定める業種に属する事業を行う者に限る。）」を削りまして、「当該特定事業用施設」を「当該承認地域経済牽引事業用施設」に改めるものです。

前のページ別紙にお戻りいただきまして、附則といたしまして、1、この条例は、公布の日から施行し、改正後の遠軽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年7月31日から適用する。

2、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律、附則第3条第2項の規定により、なお、その効力を有するものとされた企業立地計画に係る改正前の遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の規定の適用については、なお、従前の例によるものとするものとさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための

固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第7号平成28年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

落合水道課長。

○水道課長(落合一実君) 議案第7号平成28年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

平成28年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金6,014万6,354円のうち4,000万円を減債積立金として処分することにいたしましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号平成28年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第8号平成28年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

落合水道課長。

○水道課長(落合一実君) 議案第8号平成28年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

平成28年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金1億8,300万5,438円のう

ち1億6,000万円を減債積立金として処分することにいたしましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号平成28年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時まで、暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 議案第9号から日程第19 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第9号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）、日程第18 議案第10号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第19 議案第11号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）以上3件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第9号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,064万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を160億6,926万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費は、「第2表継続費」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

《平成29年9月8日》

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に106万円を追加し、総額を11億5,386万9,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に1,940万1,000円を追加し、総額を6億5,987万7,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に398万4,000円を追加し、総額を559万2,000円とするものです。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に2,863万6,000円を追加し、総額を7,863万6,000円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に786万2,000円を追加し、総額を1億9,600万6,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に2,970万円を追加し、総額を30億3,213万円とするものです。

これにより、歳入合計159億7,862万4,000円に9,064万3,000円を追加し、総額を160億6,926万7,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1,771万7,000円を追加、2項徴税費に100万円を追加し、総額を30億4,069万1,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に3,880万3,000円を追加し、総額を29億7,167万4,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に1,940万円を追加し、総額を21億3,708万円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、2項林業費に53万円を追加し、総額を4億1,557万6,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に10万円を追加、3項中学校費に220万円を追加、5項社会教育費に21万1,000円を追加、6項保健体育費に1,068万2,000円を追加し、総額を12億2,577万4,000円とするものです。

これにより、歳出合計159億7,862万4,000円に9,064万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の160億6,926万7,000円とするものです。

次に、第2表、継続費について説明いたします。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費（仮称）えんがる町民センター外構工事等実施設計業務委託、総額1,600万円、年割額、平成29年度560万円、平成30年度1,040万円とするものです。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の追加につきましては、水質管理機器整備事業1,380万円を追加するもの

で、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりです。

地方債の変更につきましては、町民センター整備事業の限度額を2億2,050万円に、体育施設整備事業の限度額を2,230万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、企画一般経費29万4,000円につきましては、JR石北本線の利用促進に係る懸垂幕作製業務委託料を計上するものです。地域拠点施設整備事業992万円につきましては、(仮称)えんがる町民センターの建設に係る(仮称)えんがる町民センター外構工事等実施設計業務委託料560万円、(仮称)えんがる町民センター地中熱熱応答試験業務委託料432万円を計上するものです。

11目電算管理費、電算システム維持管理事業159万1,000円につきましては、特定個人情報データ標準レイアウトの改版に伴う社会保障・税番号制度システム整備業務委託料を計上するものです。

14目諸費、過誤納還付420万円につきましては、障がい者自立支援事業等負担金及び施設型給付費等負担金の精算に係る税外過誤納還付金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業171万2,000円につきましては、指定寄附金13件、152万7,000円、ふるさと納税寄附金23件、18万5,000円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

2項徴税费2目賦課徴収費、賦課徴収一般経費100万円につきましては、町税の還付金に不足が見込まれるため、過誤納還付金を計上するものです。

3款民生費1項社会福祉費3目高齢者福祉費、民間社会福祉施設整備事業3,880万3,000円につきましては、有料老人ホーム1施設の整備に係る有料老人ホーム建設事業補助金を計上するものです。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費、上武利地区給水事業1,940万円につきましては、丸瀬布上武利地区の給水施設の整備に係る地下水源開発調査業務委託料560万円、水質管理機器設置工事1,380万円を計上するものです。

6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費、林業振興一般経費53万円につきましては、森林法の改正に伴う林地台帳の整備に係る林地台帳地番図データ作成業務委託料を計上するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業10万円につきましては、指定寄附により奨学資金貸付基金繰出金を計上するものです。

3項中学校費2目教育振興費、中学校備品購入事業220万円につきましては、指定寄附により教材購入費117万4,000円、楽器購入費102万6,000円を計上するものです。

《平成29年9月8日》

5項社会教育費2目図書館費、図書館図書室管理運営事業21万1,000円につきましては、車両の配置替えに伴う車検等に係る経費として修繕料3万7,000円、手数料7万2,000円、自動車損害保険料2万6,000円、自動車重量税2万6,000円を計上、指定寄附により図書購入費5万円を計上するものです。

6項保健体育費2目体育施設費、スキー場管理運営事業1,068万2,000円につきましては、えんがるロックバレースキー場の施設の故障により、人工降雪機送水ポンプ改修工事を計上するものです。

次に、歳入について説明をいたします。

8ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金106万円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加です。

15款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金1,940万1,000円につきましては、有料老人ホーム建設事業補助に係る地域づくり総合交付金の追加です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金379万9,000円につきましては、まちづくり振興資金として1件、10万円、社会福祉振興資金として5件、45万円、いこいの森災害復旧資金として2件、2万6,142円、教育振興資金として3件、252万2,442円、スポーツ振興資金として3件、55万円、図書購入資金として1件、5万円、奨学資金として1件、10万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金18万5,000円につきましては、23件のふるさと納税をいただいたものです。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金2,863万6,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

20款諸収入5項雑入5目過年度収入786万2,000円につきましては、平成28年度障がい者自立支援事業等に係る国及び道の負担金の追加です。

21款町債1項町債1目総務債530万円につきましては、(仮称)えんがる町民センター外構工事等実施設計業務委託に係る町民センター整備事業債の追加です。

3目衛生債1,380万円につきましては、上武利地区の給水施設の整備に係る水質管理機器整備事業債の追加です。

9目教育債1,060万円につきましては、えんがるロックバレースキー場の人工降雪機送水ポンプ改修に係る体育施設整備事業債の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長(平間敏春君) 議案第10号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,655万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総

《平成29年9月8日》

額を18億5,647万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に1,655万4,000円を追加し、総額を1,655万5,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計18億3,991万6,000円に1,655万4,000円を追加し、総額を18億5,647万円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に1,655万4,000円を追加し、総額を1,676万4,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計18億3,991万6,000円に1,655万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の18億5,647万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金、償還金1,655万4,000円につきましては、平成28年度介護給付費等の確定による介護給付費負担金等返還金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金1,655万4,000円につきましては、平成28年度介護給付費負担金等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第11号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は、平成29年度遠軽町水道事業会計予算、第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

支出につきましては、1款水道事業費用第1項営業費用を349万円減額し、総額を5億1,665万4,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書中、「1億8,611万5,000円」を「1億8,615万円」に、「1億4,102万1,000円」を「1億4,155万円」に、「1,608万4,000円」を「1,559万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正する

《平成29年9月8日》

ものです。

収入につきましては、1款資本的収入1項企業債を3,850万円追加し、総額を2億8,321万9,000円とするものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費を3,853万5,000円追加し、総額を4億6,936万9,000円とするものです。

第4条は、予算第5条の表起債の限度額の欄中、「2億390万円」を「2億4,240万円」に改めるものです。

第5条は、予算第7条に定めた経費の予定額を補正するものです。

経費につきましては、(1)職員給与費の予定額を1,018万6,000円減額し、総額を7,436万1,000円に補正するものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、5ページ、遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)明細について御説明いたしません。

収益的収入及び支出の支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費18節委託料669万6,000円の追加は、地下水源とした白滝給水区域の拡張とともに豊里地区を給水区域に含め、水道事業変更認可申請業務委託料の追加であります。

3目総係費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで、合計1,018万6,000円の減額は、水道課職員1名の減による人件費の減額であります。

次のページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節水道事業債3,850万円の追加は、水道事業債による財源を追加するものであります。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目拡張費18節委託料3,853万5,000円の追加は、白滝浄水場建設工事実施設計業務委託料の追加でありまして、ボーリング調査により地下水の確認がとれたことから、地下水源とする浄水場建設工事を国庫補助期限の平成31年度までに完成させるために補正するものであります。

なお、赤番3、平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)に関する資料で、水道事業変更認可申請業務委託及び白滝浄水場建設実施設計業務委託の位置図を記載しておりますのでお目通し願います。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第9号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算の事項別明細書の3、

歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、3款民生費、14ページから15ページ。

一宮議員。

○16番(一宮龍彦君) 過日、有料老人ホームについて新聞報道があったところなのですけれども、最近になって町民の皆さんが、どんな施設でどこに建って、どういう運営の仕方をするのでしょうかねという、そういうふうな問い合わせがありまして、私も余り民生委員会に参加していませんので、詳しい話はわかりません。でもって、担当課のほうから改めてちょっと詳しい話を教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長(前田篤秀君) 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長(平間敏春君) 施設の概要につきましては、有料老人ホームサービス付1棟ということで、木造平屋建て428.96平方メートル、サービス付有料老人ホームであることから、ヘルパーステーションを設置いたします。

居室につきましては、10室ありまして、洗面台、トイレ、クローゼット、暖房等を設置し、部屋の広さにつきましては16.56平方メートル、約10畳であります。そのほかに、食堂、厨房、洗面室、浴室、宿直室なども含まれております。

場所につきましては、現在特別養護老人ホーム花の苑の隣接地に建設する予定でございます。

運営につきましては、遠軽町社会福祉協議会が現在運営しております有料老人ホームさわやかを移転いたしまして、そこのヘルパーがそちらに移転して運営をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長(前田篤秀君) 一宮議員。

○16番(一宮龍彦君) 今、予算的に1,940万1,000円が歳入で道のほうから来るということで、15ページのこの予算については3,800万円、これは合計して五千万何ぼという建設費なのでしょうか。

○議長(前田篤秀君) 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長(平間敏春君) 事業費の合計につきましては、およそ9,420万円となっております。

○議長(前田篤秀君) 一宮議員。

○16番(一宮龍彦君) 足し算引き算の話ですけれども、補正予算書に載っている5,820万4,000円というのは、今の差し引きが社協のほうで出すということで、そういうことでいいですか。

○議長(前田篤秀君) 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長(平間敏春君) 先ほど言いました9,420万円のうち、社会福祉協議

会の自己負担金につきましては、約5,540万円というふうになっております。残りが今回補正した部分というふうになっております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、4款衛生費、16ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、6款農林水産業費、18ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、10款教育費、20ページから27ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、15款道支出金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、17款寄附金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、19款繰越金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、20款諸収入、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 21款町債、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表継続費、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第3表地方債補正、4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

6款諸支出金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

9款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、資本的収入及び支出、6ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第9号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 認定第1号から日程第27 認定第8号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第20 認定第1号平成28年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第2号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第3号平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第4号平成28年度遠軽町介護保険特

別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第5号平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第6号平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第7号平成28年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第27 認定第8号平成28年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、以上8件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

荒井会計管理者。

○会計管理者（荒井正教君） 地方自治法第233条第3項の規定による平成28年度遠軽町各会計の決算認定につきまして、認定第1号平成28年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6会計の決算概要について説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番4、5及び7から9までの5冊でございます。赤番4は、一般会計及び特別会計に係ります歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づきます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、赤番5は、歳入歳出決算概要説明書、赤番7は、地方自治法の規定に基づきます歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書となっております。

次に、地方自治法の規定に基づきます監査委員の意見書として、赤番8は歳入歳出決算審査意見書、赤番9は基金運用状況審査意見書であります。

それでは、認定第1号平成28年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

赤番4、歳入歳出決算書をご覧ください。

決算書の1ページから4ページは、歳入に係る款及び項における決算額になります。

4ページをお開き願います。

4ページ左列下段、収入済額の歳入合計は、166億1,988万2,065円。

不納欠損額合計、3,538万6,597円。

収入未済額合計、2億2,846万1,677円。

なお、一般会計及び各特別会計におけます収入未済額及び不納欠損額の内訳は、赤番5、歳入歳出決算概要書の43ページから54ページ、5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調、7、不納欠損額調書に記載してございます。後ほどご覧ください。

決算書に戻りまして、6ページから8ページは、歳出に係る款及び項における決算額となります。

8ページをお開き願います。

8ページ、左列下段、支出済額の歳出合計は、159億9,262万1,059円。

翌年度繰越額合計、18億7,176万7,600円。

不用額合計、5億5,078万1,341円。

《平成29年9月8日》

7ページ、欄外記載の歳入歳出差引残額は、6億2,726万1,006円。このうち2億3,000万円は、地方自治法の規定により財政調整基金に繰り入れてございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、9ページから220ページまで歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書につきまして、221ページをお開き願います。

221ページ表中、5、実質収支額は、4億5,844万2,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額は、2億3,000万円でございます。

続きまして、認定第2号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

決算書222ページをお開き願います。

222ページ、223ページは歳入に係る決算額で、223ページ、収入済額の歳入合計は、26億2,921万3,935円。

不納欠損額合計、487万6,758円。

収入未済額合計、7,682万9,096円。

224ページをお開き願います。

224ページ、225ページは、歳出に係る決算額となり、225ページ、支出済額の歳出合計は、25億9,799万5,058円。

翌年度繰越額合計、0円。

不用額合計、4,477万7,942円。

224ページ、欄外記載の歳入歳出差引残額は、3,121万8,877円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、詳細説明は省略をさせていただきますが、226ページから259ページまでそれぞれ各節ごとに記載をしております。お目通しのほどよろしくお願いいたします。

次に、実質収支に関する調書につきまして、260ページをお開き願います。

260ページ表中、5、実質収支額は、3,121万8,000円であります。

続きまして、認定第3号平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

261ページをお開き願います。

261ページ、262ページは歳入に係る決算額、262ページ中、収入済額の歳入合計は、2億9,507万8,397円。

不納欠損額合計、0円。

収入未済額合計、39万3,692円。

263ページをお開き願います。

263ページ、264ページは歳出に係る決算額で、264ページ、支出済額の歳出合

計は、2億9,334万8,829円。

翌年度繰越額合計、0円。

不用額合計、69万8,171円。

263ページ、欄外記載の歳入歳出差引残額は、172万9,568円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、詳細説明は省略させていただきますが、265ページから274ページまで歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしております。お目通しのほどよろしくお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書につきまして、275ページをお開き願います。

275ページ表中、5、実質収支額は、172万9,000円でございます。

続きまして、認定第4号平成28年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

決算書の276ページをお開き願います。

276ページ、277ページは歳入に係る決算額で、277ページ、収入済額の歳入合計は、16億9,427万7,341円。

不納欠損額合計、0円。

収入未済額合計、308万5,698円。

278ページをお開き願います。

278ページ、279ページは歳出に係る決算額で、279ページ、支出済額の歳出合計は、16億4,219万4,781円。

翌年度繰越額合計、0円。

不用額合計、8,871万4,219円。

278ページ欄外記載の歳入歳出差引残額は、5,208万2,560円でございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、詳細説明は省略をさせていただきますが、280ページから299ページまでそれぞれ各節ごとに記載しております。お目通しのほどよろしく申し上げます。

続きまして、実質収支に関する調書について、300ページをお開き願います。

300ページ表中、5、実質収支額は、5,208万2,000円でございます。

続きまして、認定第5号平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

決算書301ページをお開き願います。

301ページ、302ページは歳入に係る決算額で、302ページ、収入済額の歳入合計は、5,346万8,452円。

不納欠損額及び収入未済額合計は、ともに0円。

続きまして、303ページをお開き願います。

303ページ、304ページは歳出に係る決算額で、304ページ、支出済額の歳出合計は、5,339万7,633円。

《平成29年9月8日》

翌年度繰越額合計、0円。

不用額合計、120万7,367円。

303ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、7万819円でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、詳細説明は省略をさせていただきますが、305ページから312ページまでそれぞれ各節ごとに記載してまいります。お目通しのほどお願いいたします。

次に、実質収支に関する調書につきまして、313ページをお開き願います。

313ページ表中、5、実質収支額は、7万円でございます。

続きまして、認定第6号平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

決算書の314ページをお開き願います。

314ページ、315ページは歳入に係る決算額で、315ページ、収入済額の歳入合計は、809万1,174円。

不納欠損額及び収入未済額の合計は、ともに0円。

次に、316ページをお開き願います。

316ページ、317ページは歳出に係る決算額で、317ページ、支出済額の歳出合計は、809万1,174円。

翌年度繰越額合計、0円。

不用額合計、826円。

316ページ、欄外記載の歳入歳出差引残額は、0円でございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、詳細説明は省略させていただきますが、318ページから321ページまでそれぞれ各節ごとに記載をしてまいります。お目通しのほどお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書につきまして、322ページをお開き願います。

表中、5、実質収支額は、0円でございます。

続きまして、323ページから331ページは、平成28年度財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載しております。詳細については省略させていただきます。

続きまして、赤番5、平成28年度遠軽町一般会計・特別会計歳入歳出決算概要説明書をご覧ください。

1ページをお開き願います。

1ページ及び2ページは、会計別決算額総括表でございます。

3ページから22ページは、各会計別の歳入・歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について前年度と比較したものでございます。

23ページをお開き願います。

23ページ、24ページは歳入・歳出決算額構成表で、一般会計の歳入歳出決算額の構

《平成29年9月8日》

成を円グラフによりあらわしたものでございます。

25ページから42ページは各款の中で節に占める金額及び比率で、各会計ごとに歳出の款ごとの節別内訳でございます。

続きまして、43ページ、44ページは町税等収入未済額比較表で、各税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未収額について、前年度と比較したものでございます。

45ページから48ページは収入未済額調書で、町税以外の収入未済額の内訳表でございます。

49ページから54ページは不納欠損額調書で、平成28年度におけます不納欠損額の年度別内訳表でございます。

55ページから58ページは給与費決算調書で、各項におけます給与費の内訳表でございます。

59ページ、60ページは公債費に関する調書で、各会計の起債の状況について、目的別及び借入先別に分類したものでございます。

61ページから62ページは基金に関する調書で、財政調整基金から介護給付準備基金までの10基金の内訳でございます。

62ページ、決算年度末現在高（I）につきましては、86億1,006万4,232円。また、本年5月末現在高（P）につきましては、102億2,725万2,922円となっております。

続きまして、定額運用基金運用状況につきまして、63ページは土地開発基金運用状況、64ページは奨学資金貸付基金運用状況、65ページは旭川医科大学医師養成確保奨学資金貸付基金運用状況の内訳になってございます。お目通しのほどよろしく願いいたします。

その他、お手元の資料として、赤番7は各会計の事務事業におけます主要な施策の成果説明書、赤番8が各会計の決算審査におけます監査委員の意見書、赤番9は基金運用状況審査におけます監査委員の意見書につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、平成28年度遠軽町一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 1時まで昼食のため、暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

杉本議員が出席です。

落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 平成28年度遠軽町企業会計の決算認定について御説明いた

します。

説明資料は、配付の赤番6と赤番11であります。

赤番6は、水道事業会計及び下水道会計の決算書、赤番11は、監査委員の企業会計決算審査意見書です。

認定第7号平成28年度遠軽町水道事業会計決算認定について御説明いたします。

赤番6をご覧ください。

1ページから4ページまでは、平成28年度遠軽町水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

1ページは収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額5億5,237万352円です。

2ページは支出で、第1款水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費までを合わせ、決算額4億6,221万9,231円です。

3ページは資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第5項分担金までを合わせ、決算額8億1,641万8,328円です。

4ページは支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせ、決算額9億9,759万332円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,117万2,004円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,468万6,430円、減債積立金3,500万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,407万1,115円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,741万4,459円で補填したところであります。

次に、財務諸表ですが、5ページの損益計算書で、当年度純利益は3,854万7,491円となっております。

6ページは剰余金計算書、7ページは剰余金処分計算書です。

8ページから12ページは、平成29年3月31日現在の貸借対照表です。

13ページからの決算附属書類は、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載していますが、個々の説明は省略させていただきます。

以上で、認定第7号の説明は終わります。

続きまして、認定第8号平成28年度遠軽町下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

36ページから39ページまでは、平成28年度遠軽町下水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

36ページは収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせ、決算額10億8,773万7,762円です。

37ページは支出で、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費まで

《平成29年9月8日》

を合わせ、決算額9億700万5,204円です。

38ページは資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第5項分担金及び負担金までを合わせ、決算額5億9,448万3,390円です。

39ページは支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせ、決算額9億4,508万1,866円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,059万8,476円は、当年度分損益勘定留保資金2億4,848万4,331円、繰越利益剰余金処分量2,271万4,635円、当年度利益剰余金処分量4,868万3,739円、減債積立金1,327万4,365円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,251万3,986円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額492万7,420円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、40ページの損益計算書では、当年度純利益が1億6,029万803円となっております。

41ページは剰余金計算書、42ページは剰余金処分計算書です。

43ページから47ページは、平成29年3月31日現在の貸借対照表です。

48ページからの決算附属書類は、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載していますが、個々の説明は省略させていただきます。

次に、赤番11の遠軽町企業会計決算審査意見書は、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査における監査委員の意見書であります、御参照願います。

以上で、認定第8号の説明を終わります。

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

一括上程しました平成28年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、平成28年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定しました。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時06分 休憩

午後 1時33分 再開

《平成29年9月8日》

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に阿部議員、副委員長に松田議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

9月9日及び10日は休日のため、休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日及び10日の二日間は休会とすることに決定しました。
お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会とすることに決定しました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これで延会します。

午後 1時34分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 為 田 篤 秀

署 名 議 員 佐 藤 昇

署 名 議 員 高 橋 義 昭